

現行				改定				備考
3	(1) 工事記録写真撮影計画書	受注者は、工事記録写真的撮影に先立ち、次の項目について工事記録写真撮影計画書(以下、「撮影計画書」という。)を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出記載する。ただし、軽易な工事においては、監督員の承諾を得たうえで、撮影計画書の作成を省略することができる。		3	工事記録写真撮影計画	受注者は、工事記録写真的撮影に先立ち、次の項目について施工計画書に記載する。		見直し
3	(2) 撮影計画書の記載事項	撮影計画書に記載する項目は、次のとおりとする。 ア 撮影責任者及び撮影補助者 イ 分類方法、撮影項目、撮影時期、撮影頻度 ウ 撮影の留意点 エ 撮影器具の仕様 オ 工事記録写真的提出形式				(1) 分類方法、撮影項目、撮影時期、撮影頻度 (2) 撮影の留意点 (3) 撮影器具の仕様 (4) 工事記録写真的提出形式		
8	写真の編集等	写真的信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真的小黒板情報電子化についての一部改定について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。				写真的信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真的小黒板情報電子化についての一部改定について』(令和5年3月15日付け、国技建管第6号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。		諸基準の改定
9	(4) 使用材料写真	イ 材料検査写真は、立会者を入れて撮影する。						削除